

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

シンヨー株式会社
神奈川県川崎市川崎区大川町8-6

2. 指名停止措置期間

平成24年11月12日から平成24年12月11日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

シンヨー株式会社は、平成21年、平成22年及び平成23年に施工した埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に所在する85件の専任を要するマンションの修繕工事現場において、工事期間が重複しているにもかかわらず、同一の技術者を監理技術者及び主任技術者として配置した。

このことが、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当すると認められるとして、平成24年9月10日に建設許可部局である関東地方整備局長より監督処分（指示処分）を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070